法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第三号
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第四号から第六号まで
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第七号
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第八号
法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間の組合員期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）の旧国共済施行日前期間	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第九号
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十号
組合員期間	旧国共済施行日前期間	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十一号から第十三号まで
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十四号
組合員期間	旧国共済施行日前期間	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十五号
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十六号
組合員期間	旧国共済施行日前期間	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十七号
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十八号
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十九号
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第二十号
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第二十一号
国家公務員共済組合法をいう		なお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令第二条第一号
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という		なお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令第二条第二号
国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法		なお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令第三号
国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいう		なお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令第二条第五号

法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十七号
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十八号
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第十九号
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第二十号
法第七十七条第四項の組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の旧国共済施行日前期間	なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第二十一号
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年法律第六十三号」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法を図及びため国家公務員の厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律等の施行に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第一条の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする		なお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令第二条第一号
昭和六十年改正法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第百二十九号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十五条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ		なお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令第二条第二号
平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十五条第二項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする		なお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令第五号